

つがる西北五広域連合病院事業使用料及び手数料等条例

平成 23 年 11 月 29 日

条 例 第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、つがる西北五広域連合病院事業(以下「病院事業」という。)の使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料等)

第 2 条 病院事業の使用料等は、別表のとおりとする。

2 病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、前項の規定にかかわらず、特に必要あるときは、別に使用料等の額を定めることができる。

(徴収方法)

第 3 条 使用料等は、診療その他の業務を行った都度これを徴収する。ただし、駐車料については自動車を出場させるときに、入院患者に係る使用料等については 7 日以内に、入院患者が退院又は死亡したときはその当日に徴収する。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、徴収期日を延長することができる。

(減免)

第 4 条 管理者は、学術研究上、その他特に必要と認めたときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(特例)

第 5 条 管理者は、前 3 条の規定にかかわらず、官公署の委託又はその団体等との契約により特別の定めをすることができる。

(労働者災害補償保険診療報酬)

第 6 条 労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の規定による診療費の請求については、厚生労働省の定める労災診療算定基準により算定した額とする。

(自動車損害賠償責任保険診療報酬)

第 7 条 自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)の規定による自動車損害賠償責任保険の療養に要する費用の額の算定方法は、1 点単価 20 円として算出した額とする。

(督促)

第 8 条 管理者は、納入義務者が使用料等を納期までに完納しないときは、納期経過後 1 月以内に督促状により期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して 30 日以内とする。

(債権の放棄)

第 9 条 管理者は、使用料等に係る債権が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 債務者である法人の清算が終了したとき(当該法人の債務につき弁済の責めに任ずべき他の者があり、その者について次号から第 4 号までに掲げる場合に該当しないときを除く。)

(2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び広域連合以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)

- 第 2 0 4 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権についてその責任を免れたとき。
- (4) 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、管理者が勝訴の見込みがないものと決定したとき。
- (5) 当該債権の消滅時効の起算日から 3 年を経過したとき。

(過料)

第 1 0 条 詐欺その他不正の行為により、この条例に規定する使用料等の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料に処する。

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成 2 3 年条例第 7 号)

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

種別		区 分		金 額
診療料		健康保険法(大正 1 1 年法律第 7 0 号)、その他の法令の規定により保険給付として行われる診療		健康保険法第 7 6 条第 2 項、第 8 5 条第 2 項及び第 8 5 条の 2 第 2 項 (これらの規定を同法第 1 4 9 条において準用する場合を含む。) 並びに高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 5 7 年法律第 8 0 号) 第 7 1 条第 1 項、第 7 4 条第 2 項及び第 7 5 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定方法又は介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 4 項及び第 5 3 条第 2 項の規程に基づき、厚生労働大臣が定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法により算定した額
分娩料		1 件につき		240,000 円の範囲内で管理者が定める額に 30,000 円を加算した額
入院室料差額	一般	特等室	1 日につき	5,250 円の範囲内で管理者が定める額
		1 等室	1 日につき	2,100 円の範囲内で管理者が定める額
		2 等室	1 日につき	1,050 円の範囲内で管理者が定める額
	療養	特等室	1 日につき	2,100 円の範囲内で管理者が定める額
		2 人室	1 日につき	1,050 円の範囲内で管理者が定める額
文書料		診断書・検案書	1 通につき	10,500 円の範囲内で管理者が定める額
		証明書	1 通につき	10,500 円の範囲内で管理者が定める額
駐車料				管理者が定める額
その他の使用料又は手数料				時価を勘案して管理者が定める額